

読書でふくらむ子どもの夢

～子どもたちにすばらしい本との出会いを～



はじめに

読書は、単なる知識や情報を得るだけでなく、考え方や生き方に多大な影響を与えます。

また、子どもにとっても、その成長の過程で自己を磨き、やがて自立し自分の道を開いていける人間になるために不可欠なものです。

近年、様々なメディアの普及に伴い本離れが言われるなか、山陽小野田市においては、平成18年に山陽小野田市子ども読書活動推進計画第一次計画を策定し、市内在住の児童文学作家、村中李衣さんの発案による、おなかの中の赤ちゃんに絵本の読み聞かせを行う「マタニティ・ブックスタート事業」の推進、小中学校への「出前図書館」や幼稚園・保育園への「おはなし隊」など直接小中学校、幼稚園・保育園に出向いての読書活動推進を実施しました。また市内小中学校の図書館支援員全校配置や、学校図書館リニューアルにも取り組んだ結果、児童生徒の学校図書館利用も増加し、子どもたちの読書活動も広がりつつあります。

この、第二次計画の策定を契機に、さらに次代を担う子どもたちが素晴らしい本との出会いが出来るよう、子どもの読書活動を推進してまいります。

なお、この計画は、行政だけではなく、市民の皆様方や関係団体のお力添えなくしては実現し得ないものでありますので、今後とも一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、多大なご協力、ご指導を賜りました関係各位に対し、心からお礼申し上げます。

平成 25 年 11 月

目次

第1章 計画策定にあたって

計画策定の趣旨	1
---------	---

第2章 基本方針

1 計画の目的	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 計画の基本目標	2

第3章 基本計画

施策体系	3
1 家庭での本との出会いの促進	4
2 図書館での本との出会いの促進	6
3 学校での本との出会いの促進	8
4 その他の施設での本との出会いの促進	10
5 読書推進体制の整備	11
6 第二次計画における具体的取組一覧	13

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）です。

近年、生活様式が多様化し、人々が日常生活の中で読書に費やす時間が減ってきています。特に、子どもたちの生活環境は、学校生活以外に塾や習い事、テレビやゲーム、インターネット、携帯電話などと大きく変化し、その影響もあってか、子どもたちの文章を理解する力が低下し、学力も低下している、とされています。読書の機会が減り、言語力の基礎が低下して、国語以外の教科においても、日本語で書かれた各教科の理解が難しくなっている状況が生じています。そこで、読書を推進することの必要性が叫ばれるようになりました。

国では、子どもたちが自主的に読書活動に取り組めるよう、環境の整備を進めるとともに、社会的な気運を醸成するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。

山口県でも、これらを踏まえ、平成16年10月に、「山口県子ども読書活動推進計画（第一次計画）」を策定し、子どもの読書活動推進のための方策を示し、施策を実施されました。その後、平成20年3月の国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（2次計画）」の閣議決定や、学習指導要領の改訂、教育振興基本計画の策定など国の新しい基本計画及びこれまでの取組・成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動をより一層推進するため、平成21年3月に第二次計画を策定されました。

本市においても、平成18年9月に「山陽小野田市子ども読書活動推進計画（第一次計画）」（平成18年度～20年度）を策定し、山陽小野田市独自の取り組みである、おなかの赤ちゃんにお母さんが絵本を読んであげる「マタニティ・ブックスタート事業」など、さまざまな子どもの読書活動事業を推進してきました。

市では、国の新しい基本計画や県の第二次計画で示された子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と、本市のこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後5年間の山陽小野田市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示す第二次計画を策定するものです。

第2章 基本方針

1 計画の目的

子どもは読書を通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、物事を深く考え、想像力を豊かなものにします。また、多くの情報の中から必要な情報を選び適切に活用する能力を養い、人生をより豊かに生きる力を身に付けていきます。

この計画は、山陽小野田市の未来を担う子どもたちが、その成長の過程で、読書を通じ、読書の楽しさ、大切さを学び、自ら進んで読書をするようになってもらいたいという願いを込め、子どもたちが常に自由に意欲的に読書に親しむ環境をつくり、本を読むことによって生涯にわたって心豊かな生活を送ることができるようにするため、家庭、学校、地域、図書館等の関係機関が連携し、読書環境の整備と読書機運の高まりを推進することを目的として策定します。

2 計画の位置付け

この計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて策定した計画であり、山陽小野田市における子どもの読書活動の推進に必要な施策に関する計画として位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

4 計画の対象

この計画の対象となる子どもの年齢は、おおむね18歳以下とします。

5 計画の基本目標

この計画を推進するため、次のとおり基本目標を定めます。

(1) 機会の充実

家庭、学校、地域が子どもの成長段階に応じて、子ども自身が本を読む喜びを見つけ、自発的な読書活動へと発展するよう読書機会の充実に努めます。

また、図書の選定の方法や読み聞かせの方法、蔵書情報など、子どもの読書活動が活発になるよう、読書に関する情報の提供と啓発に努めます。

(2) 環境の整備

図書館、学校図書館などの各施設の図書資料の充実、情報化の基盤整備など、子どもが生活の中で自主的に「読みたい」という意欲、興味を起こさせるような本を身近に置く環境づくりに努めます。

(3) 理解の促進

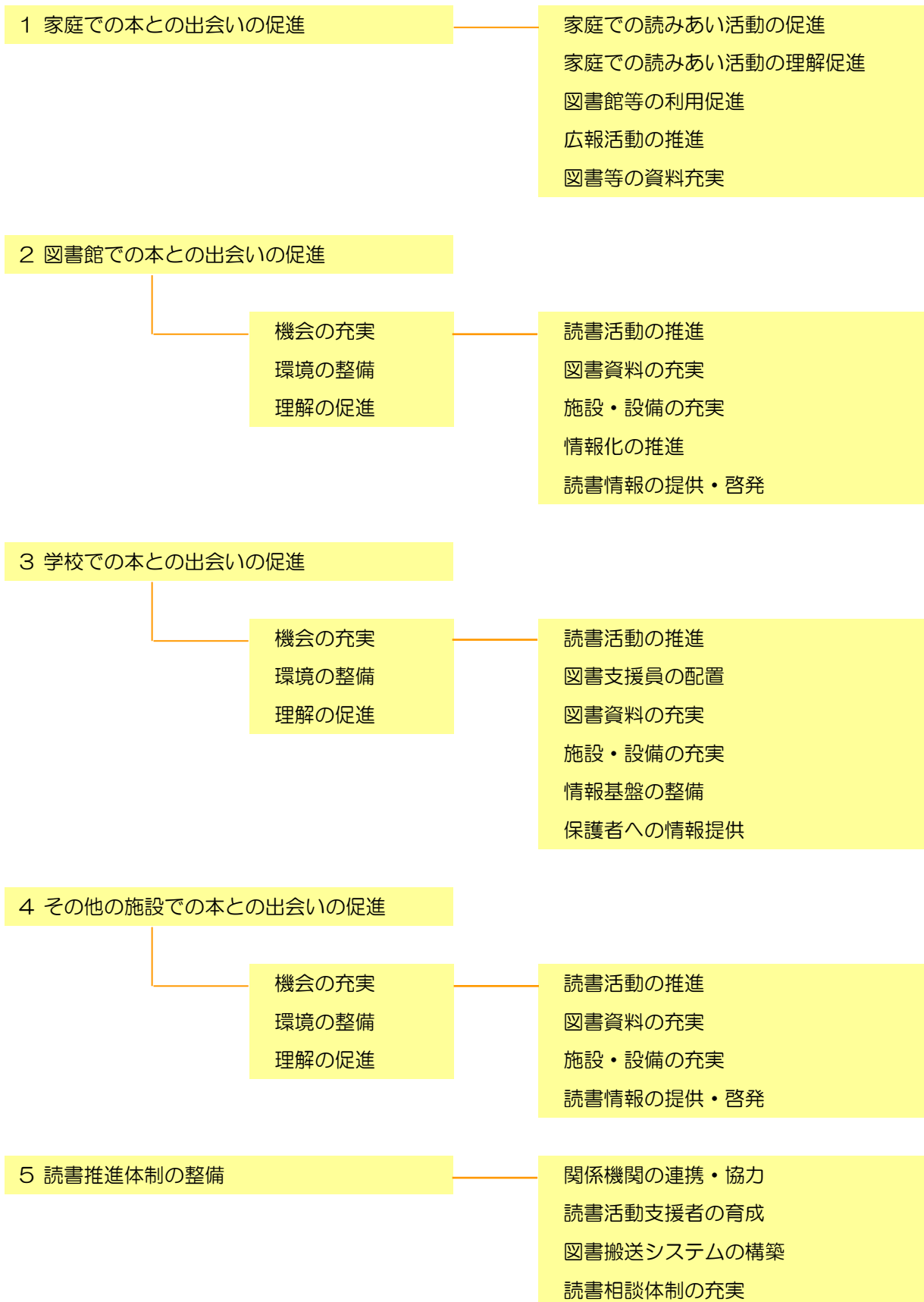
家庭、学校、幼稚園、保育園などにこの計画の周知を図るとともに、読書の重要性や意義など広く啓発を行い、社会全体で読書活動を推進する気運を高めるよう努めます。

(4) 読書推進体制の整備

子どもの読書活動を一体的に推進していくため、研修等をとおして読書活動支援者の育成を図り、関連各課及び機関との緊密な連携により、人的な交流や事業の充実に努めます。

第3章 基本計画

施策体系



1 家庭での本との出会いの促進

1 一次計画期間の取り組みと課題

家庭での本との出会いの促進として、本市独自の方法として確立している、妊娠中のお母さんがおなかの赤ちゃんに語りかける「マタニティ・ブックスタート」の実施により、絵本の配布や読みあい育ちあい、赤ちゃん絵本のブックリスト、図書館案内等を配布しました。現在は絵本を配布する際に図書館職員が保健センターに出向き、事業の趣旨の説明や絵本の紹介、実際に絵本の読み聞かせを行うなど、事業の効果をさらに深める取り組みが始まりました。

この事業は、赤ちゃんとお母さんを対象としたブックスタートの実演講座や、お話しの会の開催、図書館員による0歳から3歳の幼児を対象とした読み聞かせ、幼稚園、保育園での読み聞かせの実施など、絵本を配布した後のフォロー事業へと展開しています。

また、図書館内に「子育て支援情報コーナー」を新設し、子育てに関する様々な悩みの解消に應えるなど、子育て支援とも連携した読書推進体制の整備が進んでいます。

保育園、幼稚園の保護者に実施したアンケートでは「お子様と一緒に本を読む機会はありますか」との質問に、97%の保護者が「よくある」「時々ある」と回答され、読書に対する保護者の意識の高まりや、読書活動に対する理解が進みましたが、「本の入手方法」では「保育所で借りる」「書店等で購入」が合わせて78%、「図書館の利用頻度」では「ほとんど利用していない」が69%に増加しており、図書の実用による図書館の利用促進や、地域の公民館や児童館図書室の実用など、読書環境の整備が課題です。図書館に子どもたちが求める本、資料、情報を手でできるようにサービスをもっと充実させることが大切です。

2 二次計画の基本方針

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要です。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。また、定期的に読書の時間を設けるなど、子どもに読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれます。

第二次計画においては、家族や友人同士のコミュニケーションを育んでいくことも子ども読書活動の大切な目標と位置付け、子どもが受身ではなく、本を家族や友人に読んであげることを通して、より本の世界が子どもの心の中に広がり、読書の楽しさが伝わるように「家庭での読みあい」を施策の柱とし、図書館等の利用促進を図るとともに、読書が、親子、兄弟、友人同士の大切な時間となるよう、積極的な啓発や情報提供、図書の充実を努めます。

3 施策展開

家庭での読みあい活動の促進

家庭での読みあい活動の促進

家庭での読みあい活動の理解促進

図書館等の利用促進

広報活動の推進

図書等の資料充実

4 具体的な取り組み

「読みあいセット」の整備、ブックリストの配布、図書の紹介など、積極的な情報提供を行い、家庭での読みあい活動の推進に努めます。

また、市民向けの講演会の開催、パンフレット作成、学校だよりや学級だより、図書館だよりなど、あらゆる機会に読み聞かせや音読、読書の意義の理解をすすめ、家庭での読みあいの理解促進に努めます。

〈主な取り組み〉

【ブックリスト】

- ・ブックリストの発行

（家庭で絵本を選べるブックリストの配布）

【図書館利用促進】

- ・読みあいセットの貸出

【読書啓発】

- ・パンフレット作成
- ・マタニティ・ブックスタート事業

【イベント】

- ・読みあいの講演会開催

～「読みあい」とは～

「読みあい」はそのかたちや方法が決まっているわけではありません。

ひとりひとりでゆっくり向かいあって絵本を楽しむこともあれば、教室でたくさん子どもたちと一緒に絵本を読んでいる途中で、ふいに子どもたちの心がひとつの波のようになって、読み手の胸の中に入りこんでくることもあります。

どんなにすてきな絵本を子どもに読み聞かせる事ができても、その瞬間ふわっと心浮き立つ思いを子どもと一緒に共有できなければ、その読みの場が幸福の場として子どもの内側の記憶に記憶されることはないでしょう。

絵本をきっかけにして、きつく縛られた日常のものがたりがゆるめられ、傍らで見取ってくれる他者の存在に励まされ、最終的には自分の力で変わっていく。絵本の読みあいは、そういうつながりの場でもあります。

「読みあう」ことで、絵本や子どもの本があらゆる強制から解放され、関わるすべてのひとが、ゆるやかにつながっていく世界が開けていく、ひとつの方法であると心から願っています。

村中李衣の「読みあい」の本100冊リスト （株）こどもの広場制作より引用

2 図書館での本との出会いの促進

1 一次計画期間の取り組みと課題

図書館では、児童サービスを重視し、児童文学わいわい講座等の開催や、マタニティ・ブックスタート事業による赤ちゃん絵本のリスト配布、子育て支援情報コーナーの開設(中央)、すくすくコーナー・きらきらコーナーの開設(厚狭)、図書館職員による乳幼児、保護者へのおはなし会・ブックトークの実施など、読書機会の充実や読書環境の整備と、中学生の職場体験学習や小学校、児童館、保育園児の施設見学の受入れ、ボランティアへの施設の提供など、図書館の利用促進に取り組みました。

また、共生のまちづくり助成事業による拡大読書機や音声パソコン等の障がい者用機器の整備など、障がいのある子どもへの新たな取り組みも始まりました。

しかしながら、アンケート結果では、「市立図書館を利用しますか」との質問に、小学3年生41%、小学6年生42%、中学2年生57%が「ほとんど利用していない」と答えています。また、市立図書館を利用していない理由として、各学年とも半数が「時間がない」と答え、また保護者に実施したアンケートでも、その半数が同様に図書館に行く「時間がない」と答えています。

これらの結果から、まず、子ども向けのコーナーの充実や、児童生徒向けの魅力ある図書の確保、子ども用のホームページや児童向け図書検索システムの見直しなど、環境の整備や情報化の推進と、出前図書館の継続実施や図書搬送システムの確立など学校への定期的な訪問を通じて、学校と市立図書館の連携による図書館の利用教育の推進が課題です。

2 二次計画の基本方針

図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ること、また自ら必要な情報を収集し、それを基に意思決定や問題解決を図り、読解力や情報活用能力を身に付けることなど、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。

図書館においては、児童コーナー、ティーンズコーナー、ヤングアダルト文学コーナーの蔵書構成の見直しと整備や、調べ学習を中心とした団体貸出用図書の充実、子育て支援とも連携した読書情報の提供や、おはなしの会、図書の展示、講演会の開催等により図書館の利用促進を図るほか、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援、図書館の諸活動を支援するボランティアの学習機会の提供など、図書館での本との出会いの促進に努めます。

生活様式の多様化や、地域的な問題で、子どもたちだけで図書館に来ることが困難な状況もあり、保護者への啓発のため、大人向けの図書資料の充実や、魅力のある講座、講演会の開催と積極的な図書館行事のPRなど、継続して図書館の利用促進を図ります。

3 施策展開

機会の充実

環境の整備

理解の促進

読書活動の推進

図書資料の充実

施設・設備の充実

情報化の推進

読書情報の提供・啓発

4 具体的な取り組み

マタニティ・ブックスタート事業や図書館主催の講座、講演会、おはなしの会などの継続実施と、さらに事業の効果や趣旨を深める取り組みを行うほか、児童コーナーや団体貸出用図書の蔵書構成の見直しとあわせて読書環境の整備、充実など、課題である図書館の利用促進に努めます。

また、ボランティア団体との協働による事業展開や、新たに、障がい児へのサービスとして音声読書機などの障がい者用機器の利用促進や、入院中の子どもへの読書支援として病院への出前図書館や団体貸出の充実に取り組みます。

〈主な取り組み〉

【ブックリスト】

- ・赤ちゃん絵本のリスト作成
- ・小中学生にお薦めの図書リストの作成

【コーナーの充実】

- ・子育て支援情報コーナーの充実
- ・調べ学習コーナーの新設
- ・子ども向け健康情報コーナーの新設

【団体等との協働】

- ・おはなしの会の開催
- ・ボランティア団体との協働

【イベント】

- ・家庭の日に子ども向けイベントの開催
- ・子ども読書の日記念講演会の開催
- ・子育て支援講演会の開催

3 学校での本との出会いの促進

1 一次計画期間の取り組みと課題

各学校において全校一斉読書活動、音読の採用・実践、各教科や総合的な学習の時間に読書と連動した様々な表現活動の体験学習、また全校に図書支援員が配置され、読み聞かせや調べ学習など学校図書館の効果的な利用環境が整備されました。

また、図書館に「子ども読書推進班」を設置し「出前図書館」として各学校を訪問し、本の紹介や読み聞かせ、図書館の利用方法の説明のほか学校図書館の運営や環境整備への助言のほか、団体貸出サービスとして、各クラス単位へ図書の貸出を実施しました。この取り組みの一環として、平成21年度に文部科学省より「学校図書館の活性化推進総合事業」の委託を受け、小学校、中学校、高等学校との連携により、学校図書館の環境整備と有効活用方法の調査研究に着手し、今後、この事業の成果による全市的な波及効果が期待されるなど、児童生徒の読書機会の充実や読書環境の整備が進んでいます。

現在、すべての学校で、教科や総合的な学習の時間で学校図書館が利用されていますが、小中学生に実施したアンケートでは、「図書の時間以外に学校図書館へ行きますか」との質問に、小学3年生48%、小学6年生67%、中学2年生65%が「ほとんど行かない」と答え、その理由として「学校図書館に読みたい本がありますか」との質問に、小学3年生21%、小学6年生51%、中学2年生58%が「あまりない」または「ほとんどない」と答えています。

これらの結果から、学校においては、子どもの要望を生かした蔵書の充実や、各学校の蔵書のデータベース化による相互利用、学校図書館の環境整備と活性化が課題です。

2 二次計画の基本方針

学校は、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて読書活動が行われており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。

新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改正された学校教育法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されました。

また、子どもたちの読解力向上が課題とされる中、平成20年の学習指導要領の改訂において、各教科等における言語活動を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが必要とされています。

これら新しい教育基本法、学校教育法、学習指導要領を踏まえ、市立図書館との連携による学校図書館の環境整備、全校一斉読書活動の活性化、情報基盤の整備、学校ボランティアの受け入れなど、学校での本との出会いの推進に努めます。

3 施策展開

機会の充実

環境の整備

理解の促進

読書活動の推進

図書支援員の配置

図書資料の充実

施設・設備の充実

情報基盤の整備

保護者への情報提供

4 具体的な取り組み

全校一斉読書活動や音読の実践など、全校的な取り組みの継続実施と、課題である学校図書室蔵書のデータベース化による蔵書検索管理システムの構築や、小中学校の図書支援員のスキルアップなど、学校図書館の環境整備による活性化と利用促進、情報の提供に努めます。

さらに、文部科学省の委託事業「学校図書館の活性化推進総合事業」の事業成果を全校に波及するため、調べ学習資料の充実や学校図書館の環境整備の支援など、学校図書館の活性化への取り組みと、児童向け図書検索システムの見直しや子ども向けのホームページの充実、県立図書館との連携による児童読書情報の提供や、小中学生にお薦めの図書リストの作成・配布、小中学校への図書館だよりの配布など、最新の読書情報の提供に努めます。

〈主な取り組み〉

【読書推進体制】

- 司書教諭の配置
- 図書支援員研修
- 学校図書館の環境整備

【読書情報】

- 読書情報の紹介・交換
- 情報基盤の整備
- 小中学校への図書館だよりの配布
- 保護者への情報提供
- 学習情報センター機能の充実

【読書活動】

- 全校一斉読書活動
 - 音読の採用・実践
- 多様な表現活動の推進

【蔵書の充実】

- 蔵書数の国基準の達成
- 蔵書の子どもたちの要望の吸収

【読書活動支援】

- 小中学校へ出前図書館（市立図書館）
- 学校ボランティアの受入れ

4 その他の施設での本との出会いの促進

1 一次計画期間の取り組みと課題

幼稚園、保育園や、児童館等で読み聞かせ時間の確保と、職員、ボランティアによる読み聞かせの実施、また一部の公民館でボランティアによる乳幼児親子を対象とした読み聞かせ講座の開催や、副次的に本を活用した取り組み、また市立図書館との連携による公民館図書室の整備などに取り組みました。

しかしながら、各施設とも、図書情報や施設の充実など環境面での課題があり、図書館と連携した図書情報と図書の充実や、公民館だよりなどでのPR、読み聞かせサークルへの協力依頼や公民館図書コーナーの活用促進など、継続して家庭教育の分野でのメニューの工夫と情報提供に取り組みする必要があります。

2 二次計画の基本方針

子どもの読書活動を支援していく上で、家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を継続して推進することが重要です。

幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育園等において、幼児が絵本や物語などに親しむ活動や、児童館の図書室、公民館の図書室の充実により、絵本等の児童図書を活用したおはなし会や、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者をはじめ、子どもに関わる大人が読み聞かせなど、子どもの読書活動に関心をもて、大切さに気づけるような働きかけを推進します。

3 施策展開

機会の充実

環境の整備

理解の促進

読書活動の推進

図書資料の充実

施設・設備の充実

読書情報の提供・啓発

4 具体的な取り組み

公民館、幼稚園、保育園、児童館などに設置してある図書コーナーを整備し、距離的にも図書館に行けない子どもなど、子どもたちが気軽に自由に本にふれることのできる環境づくりを推進し、自発的な読書活動につながるよう取り組みます。

また、公民館の子育て講座や家庭教育講座、幼稚園、保育園の保育参観、懇談会等での読書相談や読書案内など、地域や保護者への情報提供を図り、各施設の活動の中で、読書の楽しさや重要性の啓発に努めます。

〈主な取り組み〉

【読書推進体制】

・公民館、児童館等図書室の整備

【読書情報】

・ブックリスト等読書情報の発行

・公民館だより等を活用した情報提供

【読書活動】

・団体貸出サービスの利用促進

・職員による読み聞かせの実施

【読書活動支援】

・幼稚園・保育園へのおはなし隊

・読み聞かせサークルへの協力依頼

・病院への出前図書館・団体貸出の実施

5 読書推進体制の整備

1 一次計画期間の取り組みと課題

平成21年度文科省委託事業「学校図書館の活性化推進総合事業」の受託による学校図書館を活用しての調査研究や、県教育委員会主催の研修会や市内学校教育研究会図書館部会での研修会への教員の参加、各小中学校に配置されている図書支援員の研修の実施など、読書推進体制の整備に取り組みました。

今後、図書館との連携による魅力ある読み物や学習に必要な図書の確保と図書の搬送システムの構築や、図書のレファレンスサービスの充実、「学校図書館の活性化推進総合事業」の波及など、諸事業の継続的な実施と連携の強化が課題です。

2 二次計画の基本方針

子どもの読書活動を推進するに当たり、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携・協力を図るとともに、関係者が相互に情報交換等を行うための総合的な推進体制の整備が必要です。当面する課題として、学校図書館のシステム化及び学校図書館と市立図書館をネットワークで結び相互貸借、横断検索など連携機能を実現し、学校図書館と市立図書館との情報の交換等が円滑に行われるようにし、県との相互の連携・協力体制の整備や、市町相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進します。また、読書指導に関する知識や技術を備えた人材の育成など子どもの読書推進体制の整備に努めます。

3 施策展開

読書推進体制の整備

関係機関の連携・協力

読書活動支援者の育成

図書搬送システムの構築

読書相談体制の充実

4 具体的な取り組み

図書館と学校との連携・協力による資料の相互利用や、県立図書館等、他の図書館との連携・協力による相互貸借制度の利用など相互協力を促進し、充実した資料、情報の提供を図ります。

また、子どもの健全育成と生涯学習に関わる関係機関の連携による読書推進会議の開催により情報交換を図り、市民団体との連携による読書活動への支援やボランティアの養成、研修制度の充実による読書推進活動の担い手の育成など、推進体制の整備を図ります。

〈主な取り組み〉

【システム】

- ・図書搬送システムの構築
- ・図書館ホームページの見直し
- ・図書館システムの一体化

【読書支援】

- ・読書相談の体制づくり
- ・障がい者サービス機器の利用促進
- ・体験学習・見学メニューの充実
- ・団体貸出用図書セット本づくり

【研修等】

- ・読書推進会議の開催
- ・司書教諭等研究協議会への参画支援
- ・司書教諭等研究協議会の開催
- ・県立図書館の研修会参加
- ・職員研修

【イベント】

- ・ボランティア養成講座の開催

第二次計画における具体的取組一覧

【家庭での本との出会い】

- ブックリストの発行
- 読みあいセットの貸出
- 読みあいの講演会開催
 - ・ パンフレット作成
 - ・ マタニティ・ブックスタート事業

【図書館での本との出会いの促進】

- 赤ちゃん絵本のリスト作成
- 小中学生にお薦めの図書リストの作成
- 調べ学習コーナーの新設
- 家庭の日に子ども向けイベントの開催
- 子どもの読書の日記念講演会の開催
- ☆ 子ども向け健康情報コーナーの新設
 - ・ 子育て支援コーナーの充実
 - ・ おはなしの会（乳幼児向け）の開催
 - ・ ボランティア団体との協働

【学校での本との出会いの促進】

- 図書支援員研修
- 学校図書館の環境整備
- 学習情報センター機能の充実
 - ・ 司書教諭の研修
 - ・ 読書情報の紹介・交換
 - ・ 情報基盤の整備
 - ・ 小中学校への図書だよりの配布
 - ・ 保護者への情報提供
 - ・ 全校一斉読書活動
 - ・ 音読の採用・実践
 - ・ 多様な表現活動の推進
 - ・ 蔵書数の国基準の達成
 - ・ 蔵書の子どもの要望の吸収
 - ・ 小中学校への出前図書館（市立図書館）
 - ・ 学校ボランティアの受入れ

第二次計画における具体的取組一覧

【その他の施設での本との出会いの促進】

- 公民館、児童館等図書室の整備
- 職員による読み聞かせの実施
 - ・ ブックリスト等読書情報の発行
 - ・ 公民館だより等を活用した情報提供
 - ・ 団体貸出サービスの利用促進
 - ・ 幼稚園・保育園へのおはなし隊
 - ・ 読み聞かせサークルへの協力依頼
 - ・ 病院への出前図書館・団体貸出の実施

【読書推進体制の整備】

- 図書館ホームページの見直し
- 障がい者サービス機器の利用促進
- 司書教諭等研究協議会への参画支援
- 司書教諭等研究協議会の開催
- 図書館システムの一体化
- ボランティア養成講座の開催
 - ・ 図書搬送システムの構築
 - ・ 体験学習・見学メニューの充実
 - ・ 団体貸出用図書セット本づくり
 - ・ 読書相談の体制づくり
 - ・ 読書推進会議の開催
 - ・ 県立図書館の研修会参加

○…新規事業 ・…継続事業 ☆…追加新規事業

山陽小野田市子ども読書活動推進計画（第二次計画）

読書でふくらむ子どもの夢

～子どもたちにすばらしい本との出会いを～

平成25年11月発行

発行：山陽小野田市



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY